

新潟県社会人サッカー連盟審判要則新旧対照表 240401

新	旧
<p>(審判)</p> <p>第1条 審判は原則3級以上とするが、第4審判は4級審判員とすることができる。</p> <p>2 新規加盟申請時に、原則3人以上の審判員を登録してあるものとする。</p> <p>3 主審・副審・第4審判は、審判服を着用する。但し、第4審判は、雨具・防寒衣を着用できるものとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(チーム帯同審判員)</p> <p>第2条 帯同審判員は3名以上を登録し、3級以上の資格を有する審判員が2名以上とする。</p> <p>2 新規加盟したチームは翌年に3級以上を1名以上登録しなければならない。</p> <p>3 帯同審判制の大会に参加し、審判を割り当てられたチームは、その審判を行わなければならない。</p> <p>附則</p> <p>本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。 平成18年 3月26日改訂 平成26年 4月 1日改訂 令和 6年 4月 1日改定</p>	<p>(審判)</p> <p>第1条 新規加盟申請時に、原則3人以上の審判員を登録してあるものとする。</p> <p>2 主審・副審・第4の審判員は、審判服を着用する。但し、第4の審判員は、雨具・防寒衣を着用できるものとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(チーム帯同審判員)</p> <p>第2条 帯同審判員は3名以上を登録し、その審判級は新規加盟より2年を経過するまでは3級以上を1名、3年を経過したチームは3級以上の2名を登録してあることを原則とする。</p> <p>2 帯同審判制の大会に参加し、審判を割り当てられたチームは、その審判を行わなければならない。</p> <p>附則</p> <p>本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。 平成18年 3月26日改訂 平成26年 4月 1日改訂</p>